

※資料2新旧対照表への意見は、資料3素案のページを示しています。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
1	防災会議委員 （相双保健福祉事務所）	資料3	8・102	総則・災害予防対策編 第1部第2章第1節 第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 相馬地方広域水道企業団 一般災害対策編 第1部第8章第2節 第3 相馬地方広域水道企業団との連携 1 給水活動の要請	鹿島区の応急給水に関することは、相馬地方広域水道企業団（以下「相馬企業団」という）ではなく、市が主担当となるよう修正してはどうか。 【理由】 厚生労働省「危機管理対策マニュアル策定指針（令和2年度改訂）」より、一般に水道の応急体制は、①総務班、②応急給水班、③施設復旧班、④管路復旧班で組織される。併せて、⑤住民広報を含む情報連絡も必要になる。 相馬企業団は、少人数で3市町に渡る広域水道事業を行っているため、災害発生時に②応急給水や⑤住民広報の業務まで担うことは困難と思われる。 相馬企業団は、水道の専門知識が不可欠な③施設復旧、④管路復旧に専念することで、早期の断水解消が見込まれると考える。	修正意見	素案のとおり	鹿島区内での応急給水活動には、相馬地方広域水道企業団が管理する給水栓の使用など、当該区域の水道事業者である相馬地方広域水道企業団の関りが不可欠です。 このことから、鹿島区において給水が必要となった場合は、まず市から相馬地方広域水道企業団へ要請の上、市と企業団が連携して実施することとしています。 住民広報については、一般災害対策編第1部第2章第1に記載のとおり、市が実施します。
2	防災会議委員 （相馬地方広域水道企業団）	資料3	8	総則・災害予防対策編 第1部第2章 3 相馬地方広域水道企業団	表のタイトルの後ろに「（鹿島区への水道供給）」を追加 【理由】 供給区域を明示するため	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (1)鹿島区への水道供給に係る水道施設の整備～ (2)鹿島区への水道供給に係る水道施設の予防～ (3)鹿島区への応急給水に～
3	福島地方気象台	資料3	9	総則・災害予防対策編 第1部 総則 第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割 第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5 指定地歩行政機関 仙台管区気象台（福島地方気象台） 事務又は業務の大綱	「（2）気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）、～」 ⇒「（2）気象、地象（地震にあつては、発生した発生した断層運動に限る）、～」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
4	防災会議委員 （東北電力ネットワーク（株） 相双電力センター）	資料3	10	総則・災害予防対策編 第1部 総則 第2章 市、防災関係機関、市民及び事業所の役割 第1節 市及び防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 7 指定公共機関	【修正前】電力事業者（東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株））（相双電力センター） 【修正後】電力事業者（東北電力（株）、東北電力ネットワーク（株）相双電力センター）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
5	福島地方気象台	資料3	14	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 3章 市の防災環境 第1節 市の概況 第1 自然的条件 3 気象	「～年間平均気温が12.7℃（観測点：相馬）、年間降雨量は1,387.9mm（観測点：原町）となっている。」 ⇒「～年平均気温が12.7℃（観測点：相馬）、年間降雨量は1,387.9mm（観測点：原町）となっている。」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
6	福島地方気象台	資料3	14	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 3章 市の防災環境 第1節 市の概況 第1 自然的条件 3 気象	「夏に最も多く、梅雨時が多に多い」 【意見】 アメダス相馬及び原町の月降水量の平年値では9月が最も多く次いで10月が多くなっています。また、1ミリ以上の雨の降った日の平年値は7月に最も多く次いで、6月もしくは9月に多いようです。なお、気象学的には6月から8月が夏とされており、東北地方における梅雨期間は夏に含まれます。6月から10月と期間が長いですが、あえて言うなら梅雨時と台風シーズンということになるでしょうか。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
7	福島地方気象台	資料3	14	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 3章 市の防災環境 第1節 市の概況 第1 自然的条件 3 気象	「冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降雨量が少なくなる。」 ⇒「冬には降雪も少なく晴天の日が多いため極端に降雨量が少なくなる。」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
8	福島地方気象台	資料3	16	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 第3章 市の防災環境 第2節 災害の発生状況 第1 風水害 1 風水害の傾向	「～排水不良による内水氾濫によって浸水被害を繰り返している。特に、近年の浸水履歴では、1時間降水量が20mmを越えると頻繁に内水による被害が発生しており～」 ⇒「～排水不良による内水氾濫によって浸水被害が繰り返し発生している。特に、近年の浸水履歴では、1時間降水量が20mmを越えると頻繁に内水氾濫による被害が発生しており～」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
9	福島地方気象台	資料3	16	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 第3章 市の防災環境 第2節 災害の発生状況 第1 風水害 2 令和元年台風第19号	「原町観測点では、10月13日の24時間降水量が271.0mmとなった。」 ⇒「原町観測点では、10月13日の最大24時間降水量が271.0mm（13日01時20分）となった。」 【理由】 適正化 日最大降水量ではないことを明示するため「最大24時間降水量」とし文中に観測日時を追記しました。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
10	福島地方気象台	資料3	16	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 第3章 市の防災環境 第2節 災害の発生状況 第1 風水害 3 令和元年台風第13号	（1）気象状況 「10月8日から9日にかけて」⇒「9月8日から9日にかけて」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
11	福島県（災害対策課）	資料3	19	総則・災害予防対策編 第1部 第3章 第3節 第3 1 （1）想定地震等 【想定地震の概要】	④各市町村直下の地震※1 「※1」の説明が抜けているため、削除するか、説明の追記が必要。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	削除とします。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
12	福島地方気象台	資料3	19	総則・災害予防対策編 第1部 総則第 第3章 市の防災環境 第3節 災害の想定 第3 地震・津波災害 1 地震	図の解説を追加 「なお、右上図は市役所の直下にMw6.8の地震が発生した時の震度分布及びその想定震源断層（黒線）を示す。また液状化危険度は、河川沿いの低地で、「高い」と想定された。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
13	福島県（危機管理課）	資料3	39	総則・災害予防対策編 第2部 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 事故災害の予防対策 第2 鉄道災害予防対策	福島県地域防災計画（事故対策編）を参考に「要配慮者対策」を追記されたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	第4 要配慮者対策 第2部第3章第4節を準用する。と追記します。
14	福島県（危機管理課）	資料3	40	総則・災害予防対策編 第2部 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 事故災害の予防対策 第3 道路災害予防対策	福島県地域防災計画（事故対策編）を参考に「要配慮者対策」を追記されたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	第4 要配慮者対策 第2部第3章第4節を準用する。と追記します。
15	福島県（危機管理課）	資料3	41	総則・災害予防対策編 第2部 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 事故災害の予防対策 第5 大規模な火事災害予防対策	福島県地域防災計画（事故対策編）を参考に「要配慮者対策」を追記されたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	第4 要配慮者対策 第2部第3章第4節を準用する。と追記します。
16	福島県（危機管理課）	資料3	41	総則・災害予防対策編 第2部 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 事故災害の予防対策 第6 林野火災予防対策	福島県地域防災計画（事故対策編）を参考に「林野火災の特性」及び「林野火災防止のための情報の充実」「要配慮者対策」を追記されたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	追記します。
17	福島地方気象台	資料3	41	総則・災害予防対策編 第2部 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 事故災害の予防対策 第5 大規模な火事災害予防対策 2 大規模な火事災害防止のための情報の充実	「ア 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により」 ⇒「ア 消防法第22条の規定により、福島地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険と認められるとき、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により」 【理由】 最近の表現を提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
18	防災会議委員（南相馬市）	資料3	43	総則・災害予防対策編 第2部第2章第1節第3 【消防団の強化】 文言の整理	3行目「また、」以降を「消防団に対する地域理解の醸成、将来にわたり持続可能な消防団組織の構築・災害即応体制の強化を図るものとする。」に修正。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
19	防災会議委員（相双保健福祉事務所）	資料3	46	総則・災害予防対策編 第2部第2章第4節 第2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等 他	「新型コロナウイルス感染症を含む」の記載について、特筆は不要と考える。 【理由】 新型コロナウイルス感染症は5類へ移行となったため。	修正意見	素案のとおり	現在は5類ですが、2類に分類され厳しい状況が続く期間があり、国等から様々な防災対応に関する指導等があったこと、今後、新たな感染症の流行も想定されること等から、市民等がイメージしやすく、分かりやすさの観点からも、当該語句を記載する方が良いと考えます。
20	防災会議委員（南相馬市社会福祉協議会）	資料3	49	一般災害対策編 第2部第2章第6節 第1 食料、生活物資等	防災食に関する知識を学べる場があるとよいと思います 【理由】 簡単な防災食づくりを学ぶ機会があれば、緊急時に何かしら思い浮かべられるのではないかと、児童や生徒も取組やすいのではないかと考えるため	意見（その他）	素案のとおり（素案に記載あり）	ご意見の内容は、第2部第3章第1節「防災教育の推進」に記載しています。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
21	防災会議委員 （民生委員・児童委員連絡協議会）	資料3	51	一般災害対策編 第2部第2章第8節 第1 上水道施設予防対策 1 水道施設等の整備	原町区小高区と鹿島区の水道水源が異なっていることから、連絡管の整備を検討し緊急時に相互に給水できる体制とすることを予防対策に入れてはいかがでしょうか。 【理由】 水源や取水施設が被害を受け、給水が不能となった場合に、配水管の被災状況にもよるが、被災を逃れた施設からの応急的な給水が可能となると考えるため。	修正意見	素案のとおり	広域連絡管については事務レベルで検討を行っておりますが、本計画に整備について記載できる状況には至っていないため、相馬地方広域水道企業団との連携により給水体制の強化を図る記載としています。
22	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	54	総則・災害予防対策編 第2部第2章第9節第1 【自治体間の相互応援協力】 文言の整理	「総則・災害予防対策編 第2部 第2章災害応急対策への備え 第9節災害時相互応援協定の締結 第1自治体間の相互応援協力」に以下を追記。 また、協定の有無に関わらず、これまで支援を受けた自治体への支援については、本計画に準じ、各対策担当課において対応するものとする。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
23	福島県（災害対策課）	資料3	61	総則・災害予防対策編 第2部 第3章 第4節 第1 3 個別避難計画の作成	国指針に掲載されている「地域防災計画において定める必須事項」のうち、 要支援者名簿に係る項目と重複している部分については、本項2段落目の「策定にあたっては、避難行動要支援者名簿と同様に～～検討する」から読み取れることとするが、 ・個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方 及び ・個別避難計画の作成に必要な個人情報（→避難支援等実施者の個人情報など） については、具体的な明記が必要と史料。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	追記します。
24	福島地方気象台	資料3	70	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	特別警報は定義と種類、警報と注意報は定義のみ記述されています。県地域防と同じように、それぞれ定義と種類を記述してはいかがでしょうか。また、記述にあたっては（1）特別警報（2）警報（3）注意報の順が自然かと考えます。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
25	福島地方气象台	資料3	70	<p>一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等</p>	<p>「(3) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。」 ⇒「(3) 福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。 なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。」 【理由】 最近の表現を提案します。県地域防にも同様に提案し採用されています。 以下気象情報も同じ方針で提案します。</p>	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
26	福島地方气象台	資料3	70	<p>一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等</p>	<p>「(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。」 ⇒「(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。」</p>	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
27	福島地方気象台	資料3	70	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	「(5)竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。」 ⇒「(5)竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
28	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	「(6)火災気象通報 気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。」 ⇒「(6)火災気象通報 消防法第22条により、気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
29	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	「(7)早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で発表される。」 ⇒「(7)早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福島県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
30	福島地方気象台	資料3	71	<p>一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等</p>	<p>「(8) キキクル（危険度分布） 土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新され、警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。」 ⇒「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。紫（危険）は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。赤（警戒）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。黄（注意）は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）は、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。浸水キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）は、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報である。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。洪水キキクルの黒（災害切迫）は、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当する。紫（危険）は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。赤（警戒）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。黄（注意）は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。」 【理由】 キキクルについて、具体的な記述を盛り込んだ最近の表現を提案します。なお、今年度の県地域防改訂に向けて、福島県へも同様の提案をしています。</p>	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
31	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	「(9) 流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報である。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。」 ⇒「(9) 流域雨量指数の予測値 各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報である。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて、10分ごとに更新している。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
32	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 1 気象特別警報・警報・注意報等	「(10) 顕著な大雨に関する気象情報」の削除 【理由】 福島県気象情報に含まれるため削除を提案します。なお、県にも同様の提案をしています。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	削除とします。
33	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 2 土砂災害警戒情報	追記 「市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
34	福島地方気象台	資料3	71	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 気象情報等の収集・伝達 3 洪水予報 4 水位情報の周知	4項（水位周知河川）にも新田川が記載されています。3項は「指定河川洪水予報」として、新田川の基準水位の表（県地域防P166）を記載し、4項は水位周知河川について整理してはいかがでしょうか。（P177頁との整合）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
35	福島地方気象台	資料3	72	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第2 気象情報の伝達	伝達図の更新、図の説明 ※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく 法定伝達先 ※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 ※NTT東日本が被災等で受信できない場合は、NTT西日本が代わりに受信して伝達。 【理由】 提案する伝達図は別ファイルとしても添付します。県地域防にも同じものを提案しています。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
36	福島県（災害対策課）	資料3	74	一般災害対策編 第1部 第2章 第1節 第3 3 (2) その他 【国（消防庁）への報告先】 左記以外※宿直室の地域衛星通信ネットワークの電話番号	TN-048-500-90-49012 →TN-048-500-90-49102へ修正願いたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
37	防災会議委員 （東北電力ネットワーク（株） 相双電力センター）	資料3	75	一般災害対策編 第1部 災害応急対策編 第2章 情報の収集・伝達 第2節 通信の確保 第2 各種通信施設の利用 1 非常無線通信の利用	【修正前】東北電力（株）福島支店および東北電力ネットワーク（株）福島支社 【修正後】東北電力ネットワーク（株）福島支社 【理由】 福島県地域防災計画修正時において、弊社側で修正漏れがあったため。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
38	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	75	一般災害対策編 第1部第2章第2節第1 【通信手段の確保】 文言の整理	SNS通話という表現が一般的ではないため修正。 修正後案 「～においては、SNS活用も含め、職員への連絡手段等～」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
39	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	76	一般災害対策編 第1部第2章第3節第2 【2 報道発表】 文言の整理	以下のとおり表現を整理。 修正後案 「市は、本部員会議で諮った事項などについて、適宜、記者発表を行う。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
40	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	77	一般災害対策編 第1部第2章第3節第2 【3 報道機関への取材要請】 文言の整理	以下のとおり表現を整理。 「3 報道機関の取材対応 市は、報道機関から取材活動の受付等調整を行う。取材は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材要請には対応しないことを基本とする。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
41	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	80	一般災害対策編 第1部第3章第1節第6 【応援の受入れ（宿泊施設の確保）】 文言の整理	「～可能な範囲で公共施設等を提供する。」の後に「提供する公共施設等については、あらかじめ選定しておくものとする。」を追記。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
42	福島県（相双地方振興局）	資料3	80 82	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第3章 応援の要請 第6 応援の受入れ 3 応援の受入れ	応援隊並びに自衛隊の受入れ拠点が「北新田第2運動場」となっているが、当該箇所は市のハザードマップ上で、「浸水想定区域」に指定されており、かつ「家屋倒壊（河川浸食）」にも指定されている場所である。他に適当な場所がないか検討願いたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	代替として令和4年3月に防災拠点自動車駐車場として指定された「道の駅南相馬自動車駐車場」に修正します。
43	福島地方気象台	資料3	84	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第4章 水防活動・土砂災害応急対策 第2節 土砂災害応急対策 第1 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報	「土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する交付予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象庁が発表対象地域ごとに発表する。」 ⇒「1kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）の提供に努めるものとする。」 【理由】 最新の表現を提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
44	福島地方気象台	資料3	89	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第6章 避難対策 第1節 避難活動 第1 避難の基本 1 避難行動	（2）台風接近等により自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令した場合は、先行して一部の緊急避難場所を開設する。（概ね警戒レベル2又は3） 内閣府のガイドラインに合わせるのであれば警戒レベル3のみで良いとは思いますが、それより早いタイミングで自主避難を呼びかける場合もあるとのことと受け取りました。	意見（その他）	素案のとおり	お見込みのとおり早いタイミングで自主避難を呼びかける場合もあるためです。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
45	福島地方気象台	資料3	89	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第6章 避難対策 第1節 避難活動 第1 避難の基本 1 避難行動	（４）危険が解消した場合は、緊急避難場所を閉鎖する。避難者は帰宅の措置をとる。 この項目について下図では、「帰宅」が警戒レベル4の後からのみ線が引かれていることに違和感を感じました。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
46	防災会議委員 （相馬地方広域水道企業団）	資料3	102	一般災害対策編 第1部第8章 第3の2	「相馬地方広域水道企業団が」の後ろに「鹿島区内に」を加える 【理由】 供給区域を明示するため	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
47	防災会議委員 （相双保健福祉事務所）	資料3	103	一般災害対策編 第1部第8章第3節 第2 食料の供給 3 炊き出し	「食中毒の発生に注意し、衛生的な食品の取扱いに考慮する。」等の文言を加える。 【理由】 被災者の健康維持のため、衛生管理も必要であるため。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ1（3）に追加します。
48	福島県（災害対策課）	資料3	118	一般災害対策編 第1部 第13章 第1節 第1 2 応急住宅の供与 （1）入居対象者	次に掲げるいずれかに該当する者としているが、ウ単独では対象者とはならない。内閣府（防災）発行の災害救助事務取扱要領（令和5年6月版）P56を参照し、適切な表現に修正願いたい。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	「災害により被災し、次のア又はイに該当し、かつウに該当する者とする。」とします。
49	福島県（災害対策課）	資料3	119	一般災害対策編 第1部 第13章 第1節 第3 1 実施機関	災害救助法の適用が本市のみである場合は、知事は修理を市町村に委任することができることと記載されているが、1市のみでなくとも事務委任できることから、災害救助法の適用が本市のみである場合はを削除。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
50	防災会議委員 （南相馬警察署）	資料3	121	一般災害対策編 第1部第14章第2節 第1 遺体の搬送	第1 遺体の搬送について 「遺体の発見現場から検視場所又は遺体収容所までは、発見した機関が搬送する。」 ↓ 遺体発見現場から検視前に移動させないことが原則であり、県計画との記載とも異なるので修正すべきではないか	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 「市は、警察官又は海上保安官による検視及び医師による検案を終えた遺体を、検視場所から遺体収容所まで搬送する。」
51	防災会議委員 （相双保健福祉事務所）	資料3	122	一般災害対策編 第1部第14章第3節 第2 火葬場の調整	「福島県広域火葬計画」の内容を追加する。 【理由】 令和5年3月17日から適用の「福島県広域火葬計画」において、（1）被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、県に広域火葬の応援を要請し、（2）県は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、市町村、火葬場設置者、協力道県又は応援協定を締結している関係事業者若しくは関係団体に対し、広域火葬の応援を依頼するとともに、その旨を厚生労働省に報告するものとされている。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、当該箇所に、「また、市は、広域火葬が必要と判断したときは、福島県広域火葬計画に基づき、県に広域火葬の応援を要請する。」を追加します。
52	防災会議委員 （南相馬市）	資料3	128	一般災害対策編 第1部第16章第2節 【幼稚園・保育園の応急対策】 文言の整理	「その他の対策については第16章第1節第2に準じた対応とする。」を追記。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
53	防災会議委員 （南相馬市社会福祉協議会）	資料3	131	一般災害対策編 第1部第18章第1節 第1 ボランティアセンターの設置	大規模災害時において、社会福祉協議会は、市との協定に基づき、被災状況等を踏まえて「災害ボランティアセンター」を開設します。 という文章を入れてほしいです。 【理由】 市の要請に基づいて設置するため、それにあつた文言に合わせてほしいため	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ次のとおり修正します。 第1 ボランティアセンターの設置 市社会福祉協議会は、市との協定に基づき、被災状況等を踏まえて社会福祉協議会（原町区福祉サービスセンター）に～
54	福島県（危機管理課）	資料3	142	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第21章 事故災害対策 第2節 大規模な火事災害対策 第1 災害情報の収集伝達	“「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故により行う” → “「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により行う”に修正されたい。（“”の追加）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
55	福島県（危機管理課）	資料3	144	一般災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第21章 事故災害対策 第3節 林野火災対策 第1節 災害情報の収集伝達	“「情報連絡ルート集 報告系統-1 林野火災により行う” → “「情報連絡ルート集 報告系統-1 林野火災」により行う”に修正されたい。（“」”の追加）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
56	防災会議委員（南相馬市）	資料3	163	一般災害対策編 第2部第2章第1節第1【義援金の受入れ配分】 事務分掌の明確化	義援金の受入れ配分に以下を追記。 （義援金の受入れ及び義援金配分委員会による配分案の決定については被災者支援課・コミュニティ推進課が担当する。） （義援金配分案に基づく被災者への支給（振込み）については社会福祉課が担当する。）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
57	福島地方気象台	資料3	173	一般災害対策編 第3部 水防計画 第4章 予報及び警報 第1節 気象庁が行う予報及び警報 （1）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	「水防活動の利用に適合する注意報・警報」の発表基準について、最新の表現を提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
58	福島地方気象台	資料3	173	一般災害対策編 第3部 水防計画 第4章 予報及び警報 第1節 気象庁が行う予報及び警報 （1）気象台が発表又は伝達する注意報及び警報	「なお、その他の気象情報は、一般災害対策編 第1部第2章第1節、津波情報は、津波災害対策編 第2章第1節のとおりである。」 ⇒「なお、その他の気象情報は、一般災害対策編 第1部第2章第1節、津波情報は、津波災害対策編 第1部第2章第1節のとおりである。」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
59	福島地方気象台	資料3	176	一般災害対策編 第3部 水防計画 第4章 予報及び警報 第4節 水防警報 第2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報	（2）都道府県が行う水防警報 真野川、新田川、小高川について 「氾濫危険水位（計画高水位）」 ⇒「避難判断水位（特別警戒水位）」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
60	福島地方気象台	資料3	179	一般災害対策編 第3部 水防計画 第4章 予報及び警報 第4節 水防警報 第4 津波に関する水防警報	（1）種類及び発令基準 【海岸・河川】情報収集の発令基準 「日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれがあるとき」 ⇒「日本沿岸での大規模地震や遠地地震、海外での火山噴火など、津波到来のおそれがあるとき」 【理由】 遠地地震や火山噴火などについても追加を提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
61	福島地方気象台	資料3	185	一般災害対策編 第3部 水防計画 第8章 通信連絡 第3節 その他の通信施設の使用	「（2）福島気象台通信施設」を削除 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
62	防災会議委員（東北電力ネットワーク（株）相双電力センター）	資料3	185	一般災害対策編 第3部 水防計画 第8章 通信連絡 第3節 その他の通信施設の使用	【修正前】東北電力株式会社通信施設 【修正後】東北電力ネットワーク（株）相双電力センター通信施設 【理由】 通信不能時は、東北電力ネットワーク（株）相双電力センターの通信回線を利用するため。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
63	福島地方気象台	資料3	205	地震災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 地震情報の収集・伝達 1 地震情報	適正化 「発現時刻」⇒「検知時刻」 「その市町村名を」⇒「その市町村名・地点を」 「地震発生後15分～2時間程度で」⇒「地震発生後2時間程度で」 追記 「(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
64	福島地方気象台	資料3	206	地震災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 地震情報の収集・伝達 2 緊急地震速報	「気象庁は、最大震度が5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、～提供する。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。」 ⇒「気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、～提供する。 なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
65	福島地方気象台	資料3	206	地震災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第1 地震情報の収集・伝達 3 その他	「～地震の概要を地震解説資料として発表する。」 ⇒「～地震の概要を津波警報等の発表状況や地震解説資料として発表する。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
66	福島地方気象台	資料3	206	地震災害対策編 第1部 災害応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第1節 災害情報の収集・伝達 第2 地震情報の伝達	地震情報の伝達について、気象庁、仙台管区気象台及び福島地方気象台を県の地域防地震津波災害対策編P110のようにまとめることを提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
67	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 1 配備体制	「気象庁から発表される津波警報・注意報は、～」 ⇒「気象庁から発表される大津波警報、津波警報又は津波注意報は、～」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
68	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 1 配備体制	本表において「想定される被害ととるべき行動」を追記することを提案します。（参考：県地域防P177）	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
69	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 1 配備体制	「津波の高さが」⇒「津波の最大波の高さが」 「津波の高さ予想の区分」⇒「予想される津波の高さ区分」 「～<予想高さ」⇒「～<予想される津波の最大波の高さ」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
70	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 2 津波情報	「気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の～」 ⇒「気象庁は、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合には、各津波予報区の津波の～」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
71	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 2 津波情報	注1から注4の記載を提案します。注釈の具体は県地域防P180をご参照ください。 注1) 気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表する。 (注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 (注3) 津波観測に関する情報の発表内容について ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (・・・表略・・・) (注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
72	福島地方気象台	資料3	231	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 2 津波情報	前項目の表である旨、表番号や表タイトルがあるとわかりやすいと考えます。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
73	福島地方気象台	資料3	232	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第1 配備体制の確立 3 津波予報	「特段の防災対応の必要がない旨を発表」 ⇒「特段の防災対応の必要がない旨を、津波に関するその他の情報に含めて発表」 「十分な留意が必要である旨を発表」 ⇒「十分な留意が必要である旨を、津波に関するその他の情報に含めて発表」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
74	福島地方気象台	資料3	232	津波災害対策編 第1部 津波災害対策編 第1章 応急活動体制 第1節 動員配備 第2 津波情報の伝達	県防災計画地震津波対策編(P110)、津波警報等伝達系統図のように気象庁、仙台管区気象台、福島地方気象台をまとめることを提案します(地震災害対策編に同じ)。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
75	福島地方気象台	資料3	243	津波災害対策編 第2部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第5章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表	「(1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード(Mw)7.0以上の地震が発生した場合 (2) 想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合 」 →「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合。 なお、想定震源域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域への影響を評価し、想定震源域に影響を与えると評価した場合に限る。」 【理由】 内閣府のガイドラインの概要欄 guideline_honbun.pdf (bousai.go.jp) のp25 の2つの◆は2つの基準があるのではなく、本文の概要を示したものです。県の地域防の記載に倣い、「北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。」を提案します。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
76	福島県（原子力安全対策課）	資料3	249	第1章 第1節 第1 計画の目的について、下線部を追記願います。	「～廃止措置が決定された原子炉施設及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づき原子力事業者が運搬に使用する容器から放射線が異常な水準で～」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
77	福島県（原子力安全対策課）	資料3	252	第1章 第5節 第1 1 下線部を削除願います。	文言の修正。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
78	福島県（原子力安全対策課）	資料3	253	第1章 第5節 第2 上図各EALの事故等の想定について、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の事故等の例について「施設内（原子炉外）臨界事故（のおそれ）」とありますが、同節第1においてEALの区分について記載されておりますので、同様の内容を記載するのがよいと思われます。	左記のとおり。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
79	福島県（原子力安全対策課）	資料3	257	第1章 第6節 第4 福島地方気象台 以下のように修正願います。 1 気象、地象、 <u>地動及び水象</u> ～ 2 気象、地象（～地震動に限る）及び水象～	文言の修正。 県地域防災計画の修正の内容について反映願います。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
80	福島地方気象台	資料3	257	原子力災害対策編 第1章 総則 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第4 指定地方行政機関	東京航空局 福島空港出張所 追加 「3 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。」 【理由】 適正化	修正意見	素案のとおり	福島県地域防災計画一般災害対策編において「遭難航空機の捜索及び救助」が位置づけられておりますが、福島県地域防災計画原子力災害対策編においては位置付けられておりません。 原子力災害では航空機の遭難は想定していないことから素案のとおりとします。
81	福島地方気象台	資料3	257	原子力災害対策編 第1章 総則 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 第4 指定地方行政機関	福島地方気象台 「発生した断層活動による」⇒「発生した断層運動による」 【理由】 適正化	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
82	福島県（原子力安全対策課）	資料3	270	第2章 第6節 第7 下線部を削除願います。 「～立退きの勧告又は指示等を行った～」	災害対策基本法の開催により、避難の指示に統一されております。 同様の記載が複数確認できましたので、併せて修正願います。 (P272、288、292、293、298)	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
83	福島県（原子力安全対策課）	資料3	272	第2章 第9節 第4 下線部を削除願います。 第4 安定ヨウ素剤の <u>予防服用体制の整備</u>	文言の修正。 同様の記載が数か所確認されておりますので、同じく削除願います。 (P253、273、292)	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
84	福島県（原子力安全対策課）	資料3	272	第2章 第9節 第5 下線部を以下のとおり修正願います。 「～ <u>応急対策を行う防災業務関係者</u> ～」 ⇒「 <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者</u> ～」	文言の修正。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
85	福島県（原子力安全対策課）	資料3	276～ 282	第3章 第1節 第1～第4 「※参照 ～」としている図表について、県地域防災計画（原子力災害対策編）において、連絡先等の更新をしておりますので、県計画に記載の連絡系統図を参考に修正願います。	左記のとおり。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
86	福島県（原子力安全対策課）	資料3	277	第3章 第1節 第2 2 「※施設敷地緊急事態要避難者」の説明に以下の内容を追加してください。 「妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者。」	原子力災害対策指針において妊婦等についても施設敷地緊急事態要避難者として記載されております。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。

No.	提出者	対象資料No.	ページ	意見箇所	意見等要旨	回答		
						対応区分	本計画への反映等	市の考え方（対応の理由等）
87	福島県（原子力安全対策課）	資料3	287	第3章 第2節 第9 貴市地域防災計画では原子力被災者生活支援チームの設置の時期について、「～住民避難が概ね終了したことを一つの目的として」と記載がありますが、設置の時期について、「原子力災害対策本部設置後、直ちに」と修正してください。	「原子力災害対策マニュアル」において、「原災本部設置後直ちに支援チームの設置に係る原災本部長決定の手続きを行う。」と記載があることから、修正願います。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
88	福島県（原子力安全対策課）	資料3	288	第3章 第3節 第1 以下のとおり修正願います。 「国は、放射性物質が放出された後は、～～OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、避難、一時移転等～」 →「国は、放射性物質が放出された場合は、～～OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市が行う避難、一時移転等～」	緊急時モニタリングはOILに基づくものではないため	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
89	防災会議委員（南相馬市）	資料3	296	原子力災害対策編 第3章第8節第1 【情報提供手段】 文言の整理	テレビやラジオなどの放送事業者に含まれるため、「エリア放送（みなみそうまチャンネル）」の記載を削除。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
90	福島県（原子力安全対策課）	資料3	297	第3章 第8節 第1 【市の広報体制】 県地域防災計画において、連絡体制の修正を行っております。 県計画を参考に図の修正をお願いします。	左記のとおり。	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
91	防災会議委員（南相馬市）	資料3	300	原子力災害対策編 第4章第7節 【風評被害等の影響の軽減】 文言の整理	次のとおり文言を整理。 「市は、国及び県と連携し、農産物や海産物などの風評被害への対策として、科学的根拠に基づき、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。 農業の再構築にあたっては、放射性物質・放射線測定器等を効果的に活用し、客観的なデータをわかりやすく適時適切に示すことにより、消費者の信頼回復を図る。」	修正意見	ご意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。